



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
 ※受講料は、テキスト代を含みます。※金額はすべて消費税込みです。
 ※助成金・給付金適用コースの場合でも受講料は変わりません。助成金・給付金の内容については、裏表紙をご覧ください。

1 小型移動式クレーン運転技能講習 (定員10名) つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転 (道路上の走行を除く) 登録番号: 第100号 / 有効期間: 2025.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
I	3	20(13/7)	特になし	○	△	43,000円
J	3	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	△	39,000円

2 床上操作式クレーン運転技能講習 (定員10名) つり上げ荷重が5トン以上で床上で運転し、運転者が荷とともに移動するクレーンの運転 登録番号: 第112号 / 有効期間: 2025.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
L	3	20(13/7)	特になし	○	△	47,000円
P	3	16(10/6)	●移動式クレーン、デリックまたは揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	△	42,000円

3 玉掛け技能講習 (定員20名) つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務 登録番号: 第106号 / 有効期間: 2025.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
H	3	19(12/7)	特になし	○	△	27,000円
H1	3	16(9/7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	△	25,000円

4 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習(定員20名) 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号: 第103号 / 有効期間: 2025.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
N	5.5	38(13/25)	特になし	○	—	105,000円
D	2.5	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に 6ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	—	52,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	—	45,000円

5 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(定員10名) 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転 (道路上の走行を除く) 登録番号: 第104号 / 有効期間: 2025.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
O2	1	5(3/2)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定1級合格者でショベル系またはトラクター系操作施工法を選択した方 ●建設機械施工管理技術検定2級で第1種、3種または第2種に該当するものに合格した方	○	—	23,000円

6 高所作業車運転技能講習(定員10名) 作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転 (道路上の走行を除く) 登録番号: 第105号 / 有効期間: 2025.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
S	2.5	17(11/6)	特になし	○	—	53,000円
U	2	14(8/6)	●普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車いずれかの運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)(基礎工用)(解体用)運転いずれかの技能講習修了者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●フォークリフト運転技能講習修了者 ●ショベルローダー等運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定合格者	○	○	47,000円
R	2	12(6/6)	●移動式クレーン運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者	○	○	45,000円

7 フォークリフト運転技能講習(定員30名) 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転 (道路上の走行を除く) 登録番号: 第102号 / 有効期間: 2025.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
F4	4.5	35(11/24)	特になし	—	—	50,000円
F3	4	31(7/24)	普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者	—	○	42,000円
F1	2	11(7/4)	●大型特殊自動車運転免許保有者(カタピラ車限定は不可) ●普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者で、最大荷重1トン未満のフォークリフト運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	—	○	25,000円

8 ガス溶接技能講習(定員20名) アセチレンガスなどの可燃性ガス及び酸素を使用して行うガス溶接・溶断の業務 登録番号: 第101号 / 有効期間: 2025.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
V	2	13(8/5)	特になし	○	—	20,000円

9 はい作業主任者技能講習(定員40名) 高さ2m以上の「はい(倉庫、上層または土場に積み重ねられた荷)」の「はい付け」または「はいくずし」の作業 登録番号: 第122号 / 有効期間: 2025.3.28

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
Z	2	12(12/—)	満18歳に達してからの「はい付け」または「はいくずし」の作業に 3年以上の実務経験 を有する方(事業者証明が必要)	—	—	18,000円

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容 ●=資格、教育、実務経験による一部免除コース	助成金	給付金	受講料
Tg	自由研削といしの取替え等	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	—	12,000円
Ty	アーク溶接等	3	21(11/10)	アーク溶接機を用いて行う溶接・溶断などの業務	○	—	27,000円
Tl	低圧電気取扱業務	2	14(7/7)	交流600V以下、直流750V以下の充電回路の敷設や修理、低圧の回路のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務	○	—	18,000円
Tt	電気自動車の整備の業務等	1	7(6/1)	対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する電気自動車、ハイブリッド自動車などの整備業務	—	—	15,000円
2h1	チェーンソーによる伐木等	3	18(9/9)	チェーンソーによる伐木などの業務	—	—	28,000円
Tr	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用)及び掘削用)運転	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—	17,000円
Tv	ローラー(締固め用)	1.5	10(6/4)	締固め用機械の運転業務	○	—	17,000円
Tz	高所作業車運転	1.5	9(6/3)	作業床の高さ2m以上10m未満の高所作業車の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—	17,000円
Tw	巻上げ機運転	1.5	10(6/4)	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転業務	○	—	17,000円
Ts	クレーン運転	2	13(9/4)	つり上げ荷重5トン未満のクレーン(移動式クレーンは除く)の運転業務	○	—	17,000円
Ts4		1	8(5/3)	●玉掛け技能講習修了者向け	○	—	13,000円
Tj	酸素欠乏・硫化水素危険作業	1	5.5(5.5/—)	タンク、マンホール、たて抗などの酸素欠乏危険作業及び硫化水素危険作業	○	—	12,000円
Ti	粉じん作業	1	4.5(4.5/—)	粉じん、ヒュームなどの発生する作業に係る業務	○	—	12,000円
Th	石綿使用建築物等解体等	1	4.5(4.5/—)	石綿などが使用されている建築物、工作物の解体改修作業に係る業務	○	—	12,000円
2d1	足場の組立て等作業従事者	1	6(6/—)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上または堅固な床における補助作業の業務を除く)	○	—	12,000円
2e	ロープ高所作業	1	7(4/3)	高さ2m以上で作業床を設けることが困難な箇所において、昇降器具を用いロープで身体を保持し行う作業	○	—	14,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)	○	—	13,000円

安全衛生教育 労働安全衛生法第60条、60条の2に定めるもの

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	対象者 ●=資格保有者向けの再教育(修了証の提示が必要)	助成金	給付金	受講料
3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14/—)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	—	—	21,000円
3d	刈払機取扱作業	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	—	—	13,000円
3g	振動工具取扱作業	0.5	4(4/—)	振動工具を用いて作業をする方	—	—	11,500円
3l	丸のこ等取扱作業従事者	0.5	4(3.5/0.5)	丸のこを用いて作業をする方	—	—	11,500円
5e	騒音作業従事者	0.5	3(3/—)	常時騒音作業に就く方	—	—	11,000円
3y	有機溶剤業務従事者	1	4.5(4.5/—)	化学製品の製造、印刷、塗装、接着、洗浄などで有機溶剤を使用する方	—	—	11,500円
3q	熱中症予防(管理者用)	0.5	3.5(3.5/—)	高温多湿作業場所において作業を管理する方及び労働者の方	—	—	9,500円
3e	玉掛け業務従事者	1	5(5/—)	●玉掛け技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	—	12,000円
3c	車両系建設機械(整地等)運転業務従事者	1	6(6/—)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	—	12,000円
3h	フォークリフト運転業務従事者	1	6(6/—)	●フォークリフト運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	—	—	12,000円

安全管理者研修 規則第5条第1号に基づく研修

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	対象者	助成金	給付金	受講料
3n	安全管理者選任時研修	1.5	9(9/—)	労働者数50人以上の事業場で新たに安全管理者に選任される方	—	—	22,000円

不定期開催 (団体受講のみ)

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	対象者 ●=資格保有者向けの再教育(修了証の提示が必要)	助成金	給付金	受講料
3b	移動式クレーン運転士(安全衛生教育)	1	6(6/—)	●移動式クレーン運転士免許取得、小型移動式クレーン運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	—	12,000円
5b	チェーンソー従事者(安全衛生教育)	1	6(6/—)	●チェーンソーによる伐木等特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	—	—	14,000円
5d	職長・安全衛生責任者能力向上教育(安全衛生教育)	1	5.7(5.7/—)	●職長・安全衛生責任者教育修了後、 おおむね5年経過 した方 ※平成18年3月31日以前に修了している場合は、危険性または有害性などの調査とその低減措置を含む安全衛生教育を修了している必要があります。	—	—	13,000円

(備考) 特別教育・安全衛生教育については、人数がまとまれば「出張講習」「特別日程」が可能なコースもありますのでご相談ください。